

特集

変わる通信制大学と質保証の行方

— すぐそこにある危機 —

鈴木 克夫

Received: 10 February 2026 / Accepted: 14 February 2026

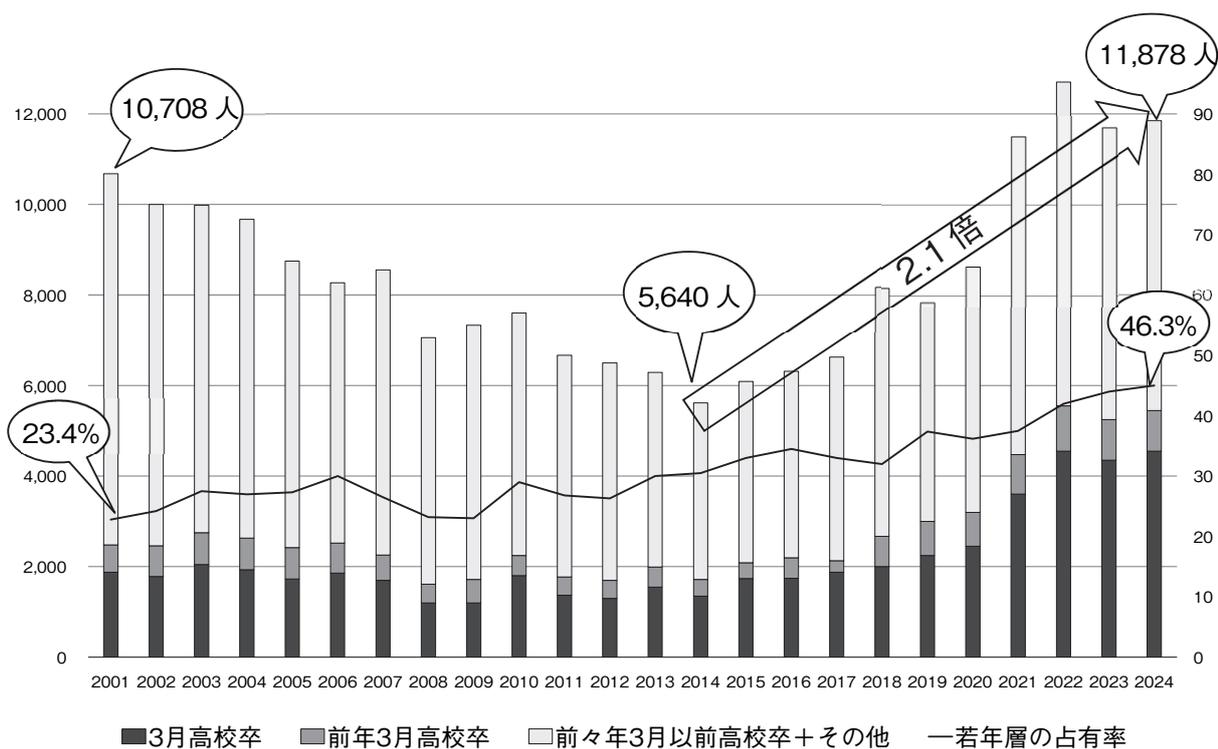
— <要 旨> —

近年、通信制大学の入学者数は増加傾向にあり、特に高校卒業後2年以内の若年層（若者）が急増している。背景には、オンライン授業への認知、通信制高校の普及・拡大による通信制に対するイメージの変化、若者の時間的自由や自己実現志向、学費・交通費負担の軽さなどがあげられる。しかし、面接授業（スクーリング）の要件緩和やオンライン授業の進展により、これまで通信制大学が形成してきた空間性や、レポート・添削指導を基盤とする関係性が希薄化しつつある。一方、学習サポートの強化や正課外活動の積極導入などでこれを補おうとしている。

本稿は、こうした通信制大学の新たな動向を整理し、通信制大学に求められる質保証について検証する。

1. 若年層（若者）の増加とその背景

文部科学省の学校基本調査によれば、通信制大学の入学者数は2000年代に入り減少を続け、2014年には2001年の約半数にまで落ち込んだ。しかし、2015年から少しずつ増え始め、コロナ禍の2021年からは急激に増加し、2001年の数字を超えるまで回復している。高校卒業後すぐの若年層、いわゆる若者の入学が増えていることがその大きな要因となっている。高卒2年以内の若年層（若者）が入学者全体に占める割合は、2001年の23.4%から2024年には46.3%と倍増している¹⁾（図1）。これまで、その存在は知っていても、自分の進路として考えることのなかった通信制大学が、彼ら、彼女らの「選択肢」の一つに加わったのである。

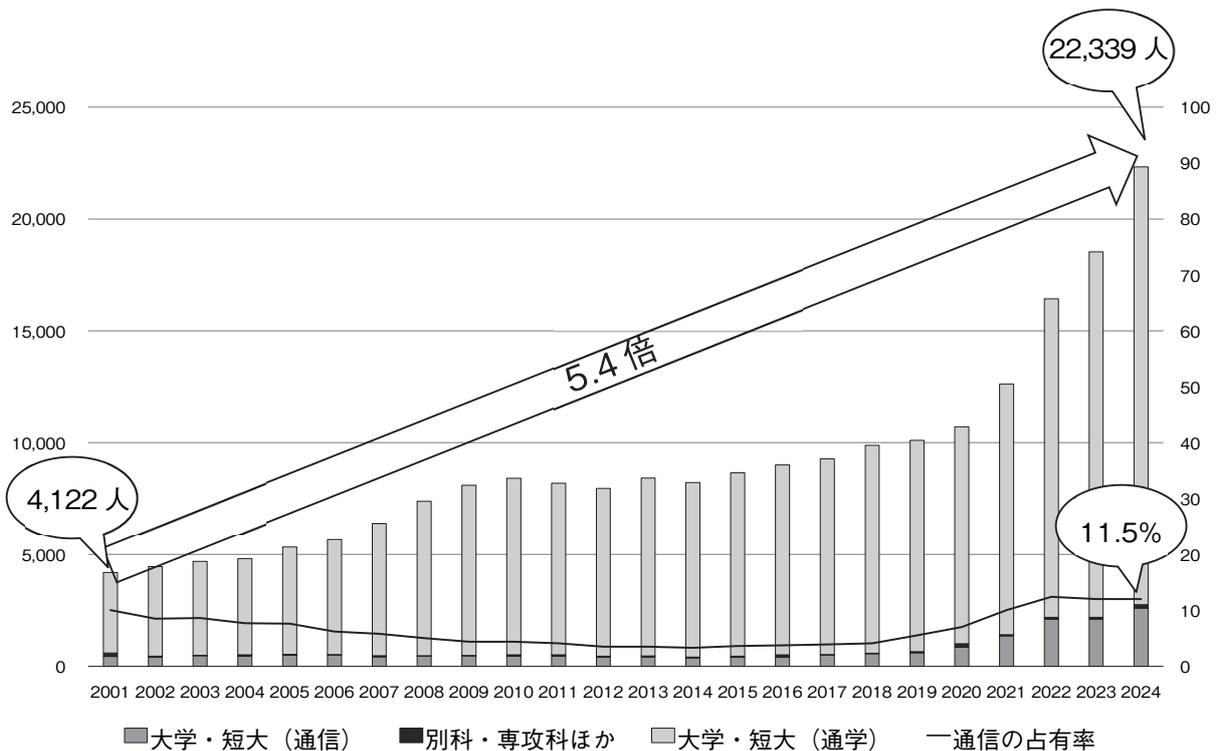


出所：学校基本調査各年度より作成

図1 通信制大学の入学者数の変化（放送大学を除く）

若年層（若者）が、通信制大学を選択するようになった原因は複合的である。第一に、コロナ禍でオンライン授業を経験し、授業（特に講義形式のもの）はオンラインで十分だという認識が広がったことがあげられる。そうになると、「通学」することの意味にも疑問が湧いてくる。第二に、通信制高校が2000年代に入り拡大、普及を続け、それに伴い、「通信制」に対するイメージが大きく変わったことがあげられる。特に、N校、S校をはじめとする私立通信制高校の増加は目覚ましく、いまや10人にひとりが通信制高校生となっている（手島編 2025: 3）。第三に、時間的自由と自己実現への志向が若年層（若者）の間で強くなっていることがあげられる。スポーツ、音楽、趣味、芸能活動など、自分の好きなことに時間を使いたい、そのためには、学校での時間の拘束や校則による行動への束縛の強い全日制高校を敬遠する傾向が強くなっている。第四に、通学制に比べて通信制の学費が安いことがあげられる。また、「通学」に伴う交通費もかからないことが「通信制」の非常に大きなメリットだと考えられるようになっている。

2000年代に入ってから通信制高校（特に私立）の増加に伴い、その卒業生の大学進学者数も徐々に増え、2021年以降は急増し、2024年には2001年の5.4倍にまで達している。しかし、通信制高校から通信制大学への進学者は、増えているとはいえ、その10%程度にとどまっている。つまり、残る9割、約2万人は通学制の大学に進学していることになる（図2）。



出所：学校基本調査各年度より作成

図2 通信制高校卒業生の大学等への進学動向の変化

また、大学等への進学率には大きな地域差があり、大学等に進学しない、あるいは進学できない層が存在している。都道府県別の大学・短大への進学率1位の東京（74.2%）と47位の鹿児島（44.1%）では、30.1ポイントもの差がある。逆に、専門学校進学率は東京（9.4%）と鹿児島（19.4%）の間には10ポイントの差がある。さらに、地元大学進学率も1位の愛知（71.4%）と47位の鳥取（15.1%）では、50ポイント以上の差があり、下位の地域では他県への流出率が80%を超えている（図3）。

大学等への進学率

順位	都道府県	大学・短大進学率	専門学校進学率
1	東京	74.2%	9.4%
2	京都	73.8%	12.3%
3	神奈川	69.4%	14.6%
30.1 ポイント差			
45	沖縄	46.4%	25.6%
46	宮崎	46.0%	17.1%
47	鹿児島	44.1%	19.4%

地元大学進学率と
他県への流出率（大学のみ）

順位	都道府県	地元	他県
1	愛知	71.4%	28.6%
2	東京	68.8%	31.2%
3	福岡	65.9%	34.1%
56.3 ポイント差			
45	佐賀	17.5%	82.5%
46	奈良	15.2%	84.8%
47	鳥取	15.1%	84.9%

出所：学校基本調査（2024年度）より作成

図3 都道府県別の大学等への進学状況

こうした状況から、高校卒業後すぐの若年層（若者）を積極的に受け入れようとする通信制大学が増えている。その主なターゲットは、①通信制高校の卒業者のうち、大学等に進学しない層、および通学制の大学に進学する層、②地方の高校卒業生で大学・短大に進学しない層、および専門学校に進学する層、③地方の高校卒業生でやむなく他県の大学等に進学する層である。

通信制大学の実施校数は、通信制高校に比べれば少ないものの、1990年代半ばから2000年代にかけて少しずつ増えていった。しかし、2013年以降はほとんど増えないばかりか、廃止する学校も多く出ているため、全体の数はほとんど変わらない状況が続いていた。ところが、2025年度に一気に4校増え、50校の大台に達した。2026年開設予定の申請も5校から出ており（短期大学を含む）、今後も増えていくことが予想される²⁾（田口ほか 2025:

177-8)。それらの大学の中に、通信制大学がこれまで積極的に受け入れてこなかった層、すなわち上記の 3 つのターゲットに狙いを定める大学が複数あることは明らかである。

2. 変わる通信制大学

通信制大学が若年層（若者）を受け入れるためには、従来の通信制大学の在り方を大きく変える必要がある。最大の障壁は、通信制大学の卒業率が低いことである。そこで、通信制大学、特に若年層（若者）をターゲットとする新設の通信制大学は、面接授業（スクーリング）、テキスト（教科書）、レポート・添削指導、試験など、これまで卒業の障壁となってきたものを無くす、あるいは大きく形を変えることでこれに対処しようとしているように見える（表 1）。

(1) 面接授業（スクーリング）

初期の通信制大学（1940 年代後半～80 年代半ば）における面接授業（スクーリング）といえば、昼間 6 週間、夜間 10 週間、しかも本キャンパスで実施すると決まっていた。それが、1980 年代後半から短期・分割、キャンパス外でも実施が可能となった。また、スクーリング期間に含まれていた授業時間外に必要な学修等（大学設置基準第 21 条第 2 項）の時間が計算から外され、もっぱら教室での授業時間のみで期間が設定されるようになったことは大きな変化だった（これにより、スクーリング期間が概ね 3 分の 1 に短縮された）。そして、2000 年代に入ると、遠隔授業（オンライン授業）と面接授業は同等に位置づけられ、面接授業（スクーリング）の要件が徐々に緩和され、面接授業（スクーリング）のない「完全オンライン大学」も登場し、今後はこれが通信制大学の主流になろうとしている。

(2) テキスト（教科書）

「印刷教材等による授業」においては、45 時間の学修を必要とする印刷教材の学修をもって 1 単位とされ、その分量は「教科書、学習指導書等を合わせおおむね A5 判 100 ページ程度」とされている（「大学通信教育設置基準の制定等について」1981 年、文部事務次官通達）。印刷教材は、オリジナル教材のほか、市販の教材も認められているが、その場合は「学習指導書」を独自に作成、添付することが求められている。しかし、オンライン（オン

デマンド) 授業の台頭で印刷教材等による授業が減少していく中、パワーポイントのスライド等の資料を配付することはあっても、1 単位 100 ページもの書籍(専門書)を読ませる従来型の通信教育の教材は少なくなっていくことは確実である。

(3) レポート課題と添削等による指導

かつて、通信教育といえば、赤ペン指導による通信添削講座が盛んだった。通信制大学のレポート課題も論述式が主流で、それに教員(添削指導員)が赤ペンで行間に細かなコメントを書き加え、講評を添えていた。そういう意味で、レポート課題と添削は「試験」ではなく「指導」であり、場合によっては、不合格と再提出を何度か繰り返し、ようやく単位修得試験(科目試験)の受験資格が与えられることもある。これが今どうなっているか。「オンデマンド授業」では、択一式あるいは完全一致の確認テスト、自動採点、そして汎用的解説の自動配信が主流になっている。また、「印刷教材等による授業」ですら、レポート課題を課さず、添削指導も行わないものまで登場しており、是非はともかく、通信教育の在り方が大きく変わっていることは確かである。

(4) 単位修得試験(科目試験)など

単位修得試験(科目試験)も、かつては試験会場で試験監督のもとで厳格に実施されていた。ところが、試験をそもそも行わない、行ったとしてもオンライン試験という通信制大学が主流になっている。本人確認・認証、学修時間の確保などについても大きく様変わりし、オンデマンド授業では講義動画を倍速再生したり、複数科目を同時に再生したりする学生もいると聞いている。

(5) 学生サポート

その一方、学生サポートについては、これまでの通信制大学では等閑視され、やりたい人はやればいいし、レポートを出さない人への督励などはほとんどしてこなかった。しかし、近年では、履修指導、学習サポート、キャリアサポート等を手厚くし、なんとか4年で卒業させようという動きになっているように思われる。

表 1 通信制大学の変貌

	従来型の通信制大学の標準	近年の通信制大学の傾向
面接授業（スクーリング）	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間 6 週間、夜間 10 週間連続、本キャンパスで実施（～1980 年半ば） ・短期、分割、キャンパス外でも可（1980 年代半ば～2000 年代） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業による面接授業（スクーリング）の要件緩和（1998 年～） ・面接授業（スクーリング）なしの「完全オンライン」（2001 年～）
テキスト（教科書）	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷教材等による授業」では、1 単位＝「教科書、学習指導書等を合わせおおむね A5 判 100 ページ程度」（オリジナル or 市販教材） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷教材等による授業」の減少 ・「オンライン授業」では、パワポのスライド、資料など
レポート課題	<ul style="list-style-type: none"> ・1 単位あたり 1 課題 ・2,000 字程度の論述式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷教材等による授業」でも、レポート課題・添削指導なし
添削等による指導	<ul style="list-style-type: none"> ・教員 or 添削指導員による個別指導 ・合格まで複数回 ・「試験」ではなく「指導」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「オンデマンド授業」では、択一式 or 完全一致の「確認テスト」、自動採点、汎用的解説の自動配信
単位修得試験（科目試験）	<ul style="list-style-type: none"> ・会場で試験監督の下で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験なし or オンライン試験
本人確認・認証	<ul style="list-style-type: none"> ・「面接授業」および「単位修得試験（科目試験）」で本人確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画視聴時や試験時の顔認証、生体認証など（一部の大学）
学修時間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷教材等による授業」＝「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する」 ・「面接授業（スクーリング）」の期間に「授業時間外学修の時間」が含まれる（～1980 年代半ば） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「印刷教材等による授業」＝「15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める」（2022 年の改正による） ・「オンデマンド授業」では、講義動画の倍速再生、複数科目の同時再生 ・授業時間外学修の空洞化
学生サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー・サポート、自分のペースで 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修、学修、キャリアサポート

このうち、表 2 に例示したものは法令違反が疑われる事例である。大学通信教育に関しては、「大学設置基準」のほかに「大学通信教育設置基準」（昭和 56 年文部省令第 33 号）があり、その公布・施行の際、および改正の都度、事務次官等による通達・通知が発せられ、その要件が細かく定められている。また、遠隔授業（オンライン授業）に関しては、いわゆる「メディア授業告示」（「大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等を定める件」（平成 13 年 3 月 30 日 文部科学省告示第 51 号 最近改正平成 19 年 7 月 31 日））が定められている。そこに記載さ

れた要件と、各大学で行われている教育の実際、実態とを突き合わせた時、明らかな法令違反が疑われるものである。

表2 法令違反が疑われる事例

印刷教材等による授業	法令	「添削等による指導を併せ行うこと」が必要 (大学通信教育設置基準第3条第2項)
	法令違反が疑われる事例	択一式 or 完全一致の「確認テスト」、自動採点、汎用的解説の自動配信は、「添削」にも「添削等」にも該当しない、また「指導」にも該当しない
メディアを利用して行う授業(オンライン授業)	法令	「設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する意見の交換の機会が確保されている」ことが必要(平成13年文部科学省告示第51号)
	法令違反が疑われる事例	択一式 or 完全一致の「確認テスト」、自動採点、汎用的解説の自動配信は、「十分な指導」および「当該授業に関する意見交換の機会」には該当しない
	法令	各授業科目の単位数は、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、(略)おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する」ことが必要(大学設置基準第21条第2項、大学通信教育設置基準第5条)
	法令違反が疑われる事例	講義動画の倍速再生、複数科目の同時再生は、1単位45時間の学修を満たしていない

3. 通信制大学における「空間性」と「関係性」

3.1 スクーリングが担ってきた「空間性」と「関係性」

1999年に刊行された『大学通信教育50周年記念 50年の歩み－明日をめざす大学通信教育－』の中に「在学生・卒業生の言葉」が掲載されている(財団法人私立大学通信教育協会編 1999: 84-95)。当時、通信教育を実施してい

たすべての大学、短期大学の在學生あるいは卒業生が、1校につき一人ずつ「通信教育の思い出」を書いているが、ほぼ例外なく、全員が「スクーリングの思い出」を語っている。

彼ら、彼女らにとって、「スクーリング」は単に「授業」を受けるだけの場ではない。授業の予習・復習はもちろん、スクーリング期間中に実施される単位修得試験（科目試験）の勉強をしたり、4年生になれば卒業論文の調べ物を図書館で行ったり、実際に執筆したり、あるいは指導教員の指導を仰いだり、そういう時間にも使っていた。また、スポーツ大会やレクリエーション大会が期間中に行われたり、休日には展覧会に行ったり観劇をしたり、時には淡い恋が芽生えたり、そういうことにも使っていたのである。そして、それらを通じて、学友とのふれあい、いわゆる「キャンパス・ライフ」が行われる場が「スクーリング」だったのである。

すでに述べたように、「長期・連続・キャンパス」で行われていたスクーリングが、やがて「短期・分割・キャンパス外」へと変化していくことで、この「キャンパス・ライフ」の要素が失われていったのは明らかである。そして、最後に残ったのは、「授業」に必要な最低限の時間（1単位45時間のうちの15時間）を消費するだけの場ということになってしまった。それでも、スクーリングが実施されていればまだよしとしなければならない。いま、多くの通信制大学がスクーリングのない「完全オンライン大学」、もっと言えば「完全オンデマンド大学」に移行する中で、「空間性」あるいはそこで培われる「関係性」が失われようとしているのではないか。通信制大学が、これまでのようにすでに大学等を卒業した社会人の再教育の場であるならそれも容認されるのかもしれないが、若年層（若者）を受け入れるとなると話は違ってくる。

3.2 添削指導が築いてきた「関係性」

繰り返しになるが、レポートとその添削は「試験」ではなく「指導」である。添削指導を通じた「関係性」には、教える者と教えられる者との間に、教え、教えられる事柄が介在する。白石（1990: 179）が指摘するように、ともすると「人柄（ひとがら）」に引きずられる通学制と比べ、へだたりがあるからこそ維持される「事柄（ことがら）」を通じた「関係性」が築かれるのが「遠隔方式の教育」なのである。そして、添削を通して「自立学習者」として生きていける人材を育成することが通信教育の矜持であると言っても過言ではない。「完全オンデマンド大学」への懸念は大きい。

3.3 代替としての正課外活動

一方で、スクーリングや添削指導を通じた「空間性」や「関係性」に代わるものとして、正課外活動を強化しようというのが、若年層（若者）を主なターゲットとして受け入れようとしている通信制大学に共通する姿勢のようである。

すでに述べたように、通信制大学では、長期にわたるスクーリング期間中にスポーツやレクリエーション大会での学友との触れ合いなど、いわゆる「キャンパス・ライフ」を通して正課外活動に相当するものを行ってきた。しかし、制度が変わり、スクーリングの在り方も大きく変化し、高学歴の社会人の存在がそれを容認してきたこともあって、近年では正課外活動は重視されてこなかった。

したがって、正課外活動をやること自体を否定するつもりはない。しかし、オプションあるいは別コースとして、かつ別料金で設定された正課外活動をすべての学生が体験するわけではないだろう。正課外活動を体験せず、講義ビデオと択一式の確認テストだけで多くの学生に「大卒」資格が与えられるとしたらどうだろう。正課の授業における「学び」が、大学教育の基本であることは言うまでもない（田口ほか 2025: 181）。

4. 学生の多様性と出口管理

残念ながら、通信制大学が褒められることはめったにない。その一方、批判されることも少ない³⁾。ほとんど無視されてきたと言っても過言ではない。そんな中、社会学者の吉見俊哉がコロナ禍で通信制大学を高く評価している。

吉見（2021: 204-5、218-9）は、①入試のハードルが低いこと、②授業料が安いこと、③時間と空間の制約に縛られる度合いが低いことを通信制大学の特徴としてあげ、それによって学生の年齢的、地理的、階層的な多様性を実現し、通学制の大学にはない社会との結びつきを内包していると述べている。ただし、入試のハードルが低い分、出口管理で質保証を図る必要があり、卒業率は高くない。そして、この学生の多様性と出口管理の徹底は、欧米の公立大学に似ていると指摘している。

また、別のインタビュー（吉見 2022: 39-40）で、「大切なことは、学生の多様性をただ実現することではなく、多様性をいかに教育的に意味あるものにつなげるか」だとし、次のように述べている。

教員やティーチング・アシスタント、及び多様な学生が、双方向のやり取りを通して、互いに影響し合い、新しい知を創造するような学びを形づくる、ということが重要であり、それが出口管理の一步目となるのです。(略)しかし、録画の配信だけで終わるなら「知識の伝達」に過ぎず、知の創造に繋がりません。授業を受けた学生が、自分でも考え、レポート等でアウトプットし、それに対してまたレスポンスが来る、というプロセスが繰り返されて、初めて双方向のやり取りとなって学びが深まります。

この指摘は、先に述べた「メディア授業告示」が「オンデマンド授業」の要件として求めている「十分な指導」とまったく同じことだと思う。

また、吉見（2021: 219）は、

同じ大学でも通信制と通学制の落差はあまりに大きく、コロナ禍による大学教育のオンライン化が両者の距離を埋めつつあるとは言え、一挙に両者が融合するとも思えない。つまり、ポストコロナの時代にあっても、概して閉鎖系の極致である日本の大学教育が、開放系の性格の強い通信制の大学のありようを本格的に取り入れていくようにはなりそうもないのである。

と述べた上で、「その最大の要因は、通学制大学の背後にある学校教育の概念と、通信制大学の背後にある生涯教育の概念が、構造的に分断されていることにある」と断じている。

変わるべきは、通信制大学ではなく、通学制大学の方なのではないだろうか。

5. 通信制大学の質保証の行方

JR による学習等支援施設（いわゆるサポート校）に「通学」する生徒への学生割引不適用や自民党による高校授業料無償化における広域通信制高校を対象外とする方針など、通信制高校をとりまく環境変化が激しい。もともと、2015 年のウィッツ青山学園高等学校による就学支援金不正受給問題の発覚以降、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」

の策定、ガイドラインに基づく広域通信制高校に対する「点検調査」の実施、「自己評価」の実施義務と「学校関係者評価」の努力義務など、通信制高校に対する文部科学省の姿勢は、それまでの規制緩和から規制強化へと大きく方針転換が図られている（手島編 2025: 175-85）。また、2019年には、特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構が設立されている。一方、これに対抗するかのようには、全国私立通信制高等学校協会の会員校が、2021年までの8校から、23年には38校、24年には47校、そして25年には59校と急増するなど、通信制高校の質保証・質向上の在り方が大きく動いている。

そんな中で、通信制大学の質保証はどうだろう。文部科学省の中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会⁴⁾では、公益財団法人私立大学通信教育協会のヒアリングが行われ、審議会の委員からは、若年層が増えている中で、定員充足の考え方や4年間での卒業率など、通学制とは異なる通信制のシステムとしての質保証を考えなければならないのではないかと、通学制と通信制で教育方法が異なるのだから別の認証評価の在り方を考えるべきではないかといった本質的な意見が出されたものの、具体的な動きは今のところ見られない。文部科学省の対応は、通信制高校と通信制大学とで明らかに温度差があるように思う。この違いは、いったいどこから来るのだろうか。

通信制の教育には、教育の機会均等を実質的に担う「社会性（公共性）」と規模の経済がもたらす「事業性（企業性）」の両方の側面がある（鈴木 2020: 22）。しかし、そのバランスを保つことは容易ではない。批判を恐れずに言えば、通信制の教育は、根は良い子だが、ちょっと目を離すとすぐに悪さをする問題児である。だからこそ、厳しく接しながら温かく育ててやらなければならないのである。

注

- 1) 文部科学省の学校基本調査は、大学通信教育の入学者数について、5月1日現在の数字を求めている。しかし、一般に、通信制大学の出願期間は広く設けられており、4月生（前期生）を5月末まで受け入れている大学も多い。また、通学制の大学には少ない10月生（後期生）も相当程度いる。そのため、この数字は当該年度の総入学者数を示す数字ではない（それより少ない）。これを補うため、公益財団法人私立大学通信教育協会が前年度の総入学者数を調査しているが、非加盟校の数字が含まれていないため、こちらも通信制大学の入

学者数を全体として把握する資料としては役に立たない。ならば、入学者数ではなく、学生数（在籍者数）を使えばいいのだが、通信制大学の卒業率、とりわけ最短修業年限での卒業率は低く、相当数の学生が4年次に滞留することから、近年の若年層（若者）の増加傾向を読み取る数字としては適当ではないため、ここでは学校基本調査の入学者数を使用した。

- 2) 5校のうち認可されたのは1校のみで、残る4校は延期ないし取り下げとなっている。事情はそれぞれ異なるだろうが、通信制大学の設置が決して容易いものではないことがわかる。
- 3) 2008年に、通信制のサイバー大学が本人確認をせずに単位認定を行ったとする新聞報道があり、大きな問題となったものの、通信制大学の存在や在り方が批判されることはなかった（鈴木 2009）。
- 4) 中央教育審議会大学分科会質向上・質保証システム部会（第6回）2025年11月18日。

参考文献

- 白石克己、1990、『生涯学習と通信教育』玉川大学出版部。
- 鈴木克夫、2009、「サイバー大学本人確認問題考－構造改革特区832という桎梏－」『桜美林シナジー』8: 28-46。
- 鈴木克夫、2020、「慶応通信教育図書（株）とその周辺－通信教育裏面史拾遺－」『令和2年度研究論集』日本通信教育学会、5-25。
- 田口真奈・澁川幸加・寺尾謙・鈴木克夫、2025、『越境する通信制大学－学びのゲームチェンジャー』東信堂。
- 手島純編著、2025、『通信制高校のすべて2.0－「いつでも、どこでも、だれでも」の学校』彩流社。
- 吉見俊哉、2021、『大学は何処へ－未来への設計』岩波新書。
- 吉見俊哉、2022、「インタビュー／多様性のある共同体の実現が創造的な学びや持続的な大学経営の学びの鍵になる」『カレッジマネジメント』231:36-41。
(https://souken.shingakunet.com/publication/.assets/2022_RCM231_36.pdf, 2026.2.14)
- 財団法人私立大学通信教育協会編、1999、『大学通信教育50周年記念50年の歩み－明日をめざす大学通信教育』財団法人私立大学通信教育協会。